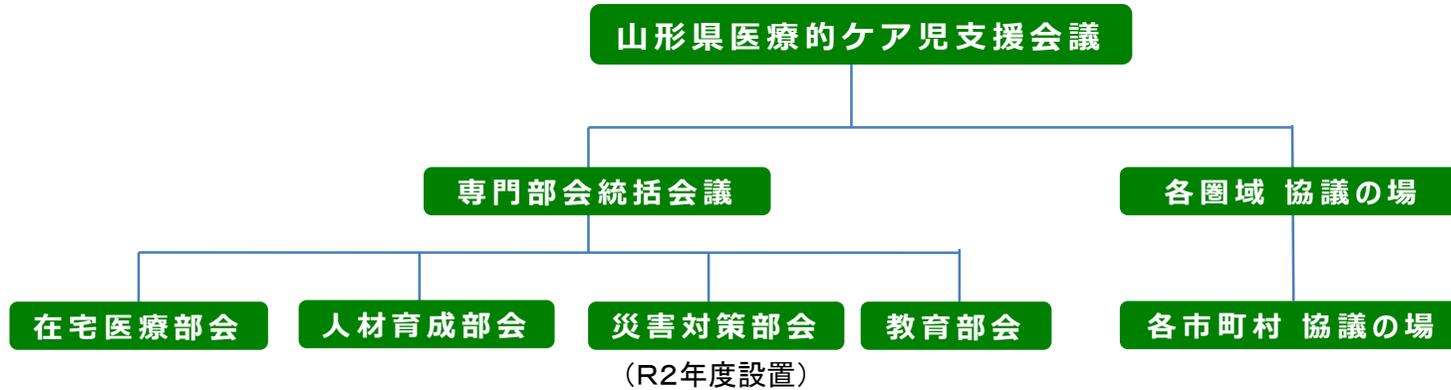


医療的ケア児支援の取組

推進体制



医療的ケア児支援の取組（障がい福祉課所管事業）

○ 関係機関との連携

山形県医療的ケア児支援会議、各圏域会議、各専門部会等において、関係機関と支援に係る協議を推進

○ 小児訪問診療の推進

地域の在宅医の小児訪問診療に小児科主治医が同行し、疾病の特徴や医療的ケアを伝達することにより、地域における小児訪問診療を推進

○ 支援人材の養成

小児疾病の知識や医療的ケアの実技を学ぶ研修を実施し、支援人材を養成

○ 通院支援【R3年度拡充】

タクシー運転手による代行運転及び訪問看護師の付添いにより、通院時の家族の介護負担を軽減

R3年度より、利用料の無料化、対象家族の範囲拡大等により、利用拡大を図る

○ 情報提供の充実

医療的ケア児支援ガイドブックの作成